

表 2014年4月段階での各国の出産・育児関連休業制度

2015/2/10

中里報告

		日本	ノルウェー	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル
(1)	産前・産後休業 (maternity leave)	産前6週 産後8週(義務)医師の同意があれば6週	産前3週 産後14週 (6週義務)	産前2週 産後2週(ともに義務)	産前6週 産後8週(義務)	産前30日(取得すると産後が減少) 産後45日(義務)。(母親限定初期育児休業)
(2)	産前・産後休業給付金(*注2)	2/3(健康保険)	100%(税)	育児休業給付の受給を選択	100%(健康保険および使用者)	初期育児休業の一部
(3)	父親休業(paternal leave)または類する出産前後の休業	育児休業の産後8週までの部分	産後2週(daddy days)	10日	なし	20労働日(うち10日義務)
(4)	父親休業給付金*注2	67%(ボーナス除く、社会保険料免除)(雇用保険)	政府からはないが労使協定等によって大半が給付あり。	77.6%(上限あり)	-	100%(上限なし)
(5)	子どもひとり当たりに対して休業給付を受けられる最大期間(フルタイム休業の場合。産後休業含む。)	14ヶ月(パパママ育児プラス)。ただし保育園入所待ちなどを条件に18ヶ月	46週(100%)または56週(80%)。プラス7週の産休。	480日(およそ16ヶ月)	12ヶ月+分割ボーナス2ヶ月(または24ヶ月+4ヶ月)	150日(100%)または180日(83%)(初期育児休業。分割ボーナス30日を含む)+6ヶ月(追加育児休業父母3ヶ月ずつ)
(6)	育児休業給付金*注2	67%(個人ごとに最初の6ヶ月) 50%(6ヶ月を超えた部分) いずれもボーナス除く 社会保険料免除(雇用保険)	100%または80%(税)	77.6%(390日まで。上限あり)。残りは定額。ジェンダー平等ボーナス(クオータ部分を両親が取得した後)(保険:使用者+政府)	67%(24ヶ月の場合は半分)(税)	100%または80%(83%)上限なし。 25%(追加育児休業)(保険:労使)
(7)	父親に割り当てられた休業給付期間(選択不要)	12ヶ月。ただし保育園入所待ちなどを条件に18ヶ月。	12週(60労働日)(+2週父親休業。公的給付はなく職場毎)*注1	60日(+2週 父親休業)	2ヶ月(両親が取得した場合のボーナスという位置づけ)	30日(+20労働日父親限定休業)+3ヶ月(追加育児休業)
(8)	母が休業給付を受けられる最大期間(産後休業含む。)	12ヶ月。ただし保育園入所待ちなどを条件に18ヶ月	14週(個人割当)+18週(100%)または28週(80%)	420日	12ヶ月または24ヶ月	120日(100%)または150日(80%)(初期育児休業)+3ヶ月(追加育児休業)
(9)	父が休業給付を受けられる最大期間(父親休業含む)	12ヶ月。ただし保育園入所待ちなどを条件に18ヶ月	14週(個人割当)+18週(100%)または28週(80%)	420日	12ヶ月または24ヶ月	120日(100%)または150日(80%)(初期育児休業)+3ヶ月(追加育児休業)
(10)	父親が育休の権利を放棄した場合に家族単位で失われる期間	2ヶ月。ただし、保育園に入所できないときの延長を母親が使くと0。	12週	60日	2ヶ月	30日+30日(追加育児休業)
(11)	保育が保障される最低年齢	実質的な保障はなし。1歳到達後の4月に入所可能性高まる。	1歳。ただし誕生日が9月1日以降の場合、秋からの入所が保障されない。	1歳	1歳(2013年までは3歳)	5歳(3歳未満保育利用はOECD平均以上。近年定員を増やすために受け入れ人数の基準を緩和)
(12)	取得時期の延期可否と、取得可能な子どもの年齢の上限(無給部分含む)	不可。18ヶ月まで。	可。3歳になるまで	3歳になるまで。96日分は12歳になるまで。	可。3歳になるまで。	可。6歳になるまで(追加育児休業)
(13)	パートタイム取得(またはパートタイム就労)の可能性	労働者の希望と使用者の合意があれば可。期間の延長はない。	労働者の希望と使用者の合意があれば可。対応した期間の延長あり。	1日、1/2日、1/4日、1/8日の単位で休業がとれ、その分期間が延長される。	週30時間まで働きながら給付を受けられる	追加育児休業については可。期間が延長される。
(14)	期間の分割の可否	産後休業中に父親が取得した場合に2期間に分割可。保育所入所待ちの延長部分も休業再取得可。	可	可(年3期間まで)	2期間のみ	分割ボーナス期間の30日は2分割可。
(15)	育児休業の原則単位	個人	家族	家族	家族	家族
(16)	同時取得での手当受給可能性(産後の父親休業以外)	可	不可	1歳になるまでの間で30日間のみ可能	可だが、家族単位の総額は変わらず(14ヶ月分)。	不可

		日本	ノルウェー	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル
(17)	育休取得のための配偶者に関する条件	なし	あり	あり	あり	あり
(18)	父親休業の取得率	2.03%(2013年) (産休期間を含む育児休業取得率)	89%	75%(ただし同性パートナーなど第2の保育者すべてを含む数字)	-	10日の義務化部分68%、残り10日58%。 (対出生。分子に含まれない職種あり)
(19)	父親の育児休業取得率	2.03%(2013年) (産休期間を含む育児休業取得率)	90%。21%がクオータ部分のみ完全取得+15%選択部分も取得(2012年)	88.3%が8歳の誕生日までに取得(2004年)育児休業取得日数の25%が父親による取得(2013年)	27.8%(2011年)	23.8%(2013年:初期育児休業)

Moss, P. (2014) International Review of Leave Policies and Research 2014
(http://www.leavenetwork.org/lp_and_r_reports/) の国別および比較情報から中里作成

注1 ノルウェーの保守政権は2014年7月施行の改正で父親分トータル14ヶ月を10ヶ月に削減した。

注2 休業給付金に関するパーセント(もしくは分数)表記は休業前賃金に対する比率。詳細な計算方法は制度ごとに異なる。